

すべての人が安心、安全、
ちほ
安定してはたらける社会をめざして

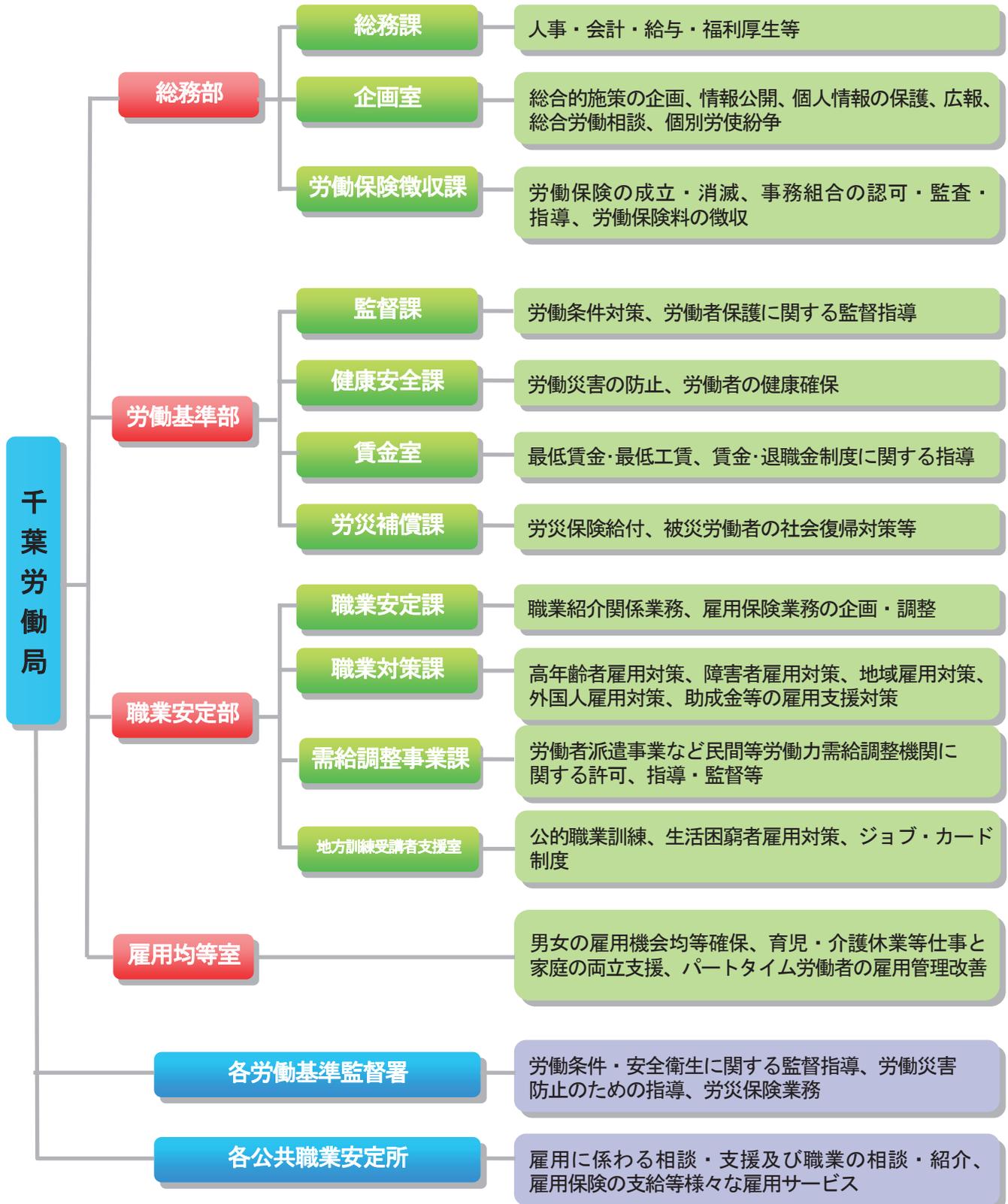
平成27年度
労働行政のあらまし



厚生労働省 千葉労働局

I 千葉労働局の組織と所掌事務

千葉労働局は、労働基準、職業安定及び雇用均等の三行政がそれぞれの専門性を十分に発揮するとともに、三行政の連携を密にし、分野横断的な施策を効果的に実施することによって、県民のニーズに合ったきめ細かな行政運営を目指して、信頼される行政の推進に努めていきます。



労働基準監督署一覧

署名	〒	所在地	電話	管轄区域
千葉	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	ダイヤルイン	千葉市、市原市、四街道市
			総務関係 TEL 043-308-0670 安衛関係 TEL 043-308-0672	労働条件関係 TEL 043-308-0671 労災関係 TEL 043-308-0673
船橋	273-0022	船橋市海神町2-3-13	ダイヤルイン	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 浦安市、白井市
			総務関係 TEL 047-431-0181 安衛関係 TEL 047-431-0196	労働条件関係 TEL 047-431-0182 労災関係 TEL 047-431-0183
柏	277-0005	柏市柏255-31	ダイヤルイン	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市
			総務関係 TEL 04-7163-0245 安衛関係 TEL 04-7163-0247	労働条件関係 TEL 04-7163-0246 労災関係 TEL 04-7163-0248
銚子	288-0802	銚子市松本町1-9-5	TEL 0479-22-8100	銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町
木更津	292-0831	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	TEL 0438-22-6165	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、 鴨川市、南房総市、安房郡
茂原	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	TEL 0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	286-0134	成田市東和田553-4	TEL 0476-22-5666	成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡のうち栄町、 香取郡のうち神崎町、多古町
東金	283-0005	東金市田間65	TEL 0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、 印旛郡のうち酒々井町

公共職業安定所（ハローワーク）一覧

所名	〒	所在地	電話	管轄区域	
千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	TEL 043-242-1181	千葉市のうち中央区【千葉南所の管轄区域を除く】、 花見川区、美浜区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、 山武市、山武郡のうち横芝光町	
市川	272-8543	市川市南八幡5-11-21	TEL 047-370-8609	市川市、浦安市	
銚子	288-0043	銚子市東芝町5-9	TEL 0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市	
館山	294-0047	館山市八幡815-2	TEL 0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	
木更津	292-0831	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津ビル5F	TEL 0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
佐原	287-0002	香取市北1-3-2	TEL 0478-55-1132	香取市、香取郡	
茂原	297-0078	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F	TEL 0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡	
いすみ(出)	298-0004	いすみ市大原8000-1	TEL 0470-62-3551	【いすみ市、勝浦市、夷隅郡】	
松戸	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	TEL 047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市	
野田(出)	278-0027	野田市みずき2-6-1	TEL 04-7124-4181	【野田市】	
船橋	第一庁舎	273-0011	船橋市湊町2-10-17	TEL 047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
	第二庁舎	273-0005	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F・7F	TEL 047-420-8609	
成田	本庁舎	286-0036	成田市加良部3-4-2	TEL 0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、 山武郡のうち芝山町
	駅前庁舎 (5月7日開所)	286-0033	成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3F	ダイヤルイン 5月7日～ 職業相談部門 TEL 0476-85-8611 雇用保険給付係 0476-85-8612	
千葉南	260-0842	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F	TEL 043-300-8609	千葉市のうち中央区(赤井町、今井、今井町、鶴の森町、 大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我 町、蘇我、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野 町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎 町、村田町、若草)、緑区、東金市、市原市、大網白里 市、山武郡のうち九十九里町	

II 働き方改革の推進と安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり

若者、女性を含めすべての労働者が安心して将来に希望をもって働ける職場環境を実現するためには、労働基準法等で定められた労働条件等が確保され、さらに、各企業における働き方の見直しによる「働き方改革」を進めることが必要です。千葉労働局と県内の労働基準監督署では、「働き方改革の推進と安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり」を目標に次の施策を推進していきます。

【最重点施策】

- ① 建設業における労働災害防止対策
- ② 働き方改革の推進

【重点施策】

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 労働条件の確保・改善対策 ② 適正な労働条件の整備 ③ STOP！転倒災害2015 プロジェクトの推進 ④ 労働災害を減少させるための各種対策の推進 | <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 職業性疾病等の予防対策の推進 ⑥ メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進 ⑦ 労災補償対策の推進 ⑧ 最低賃金制度の適正な運営等 ⑨ 労働保険適用徴収業務の推進 ⑩ 個別労働関係紛争の解決の促進 |
|---|--|

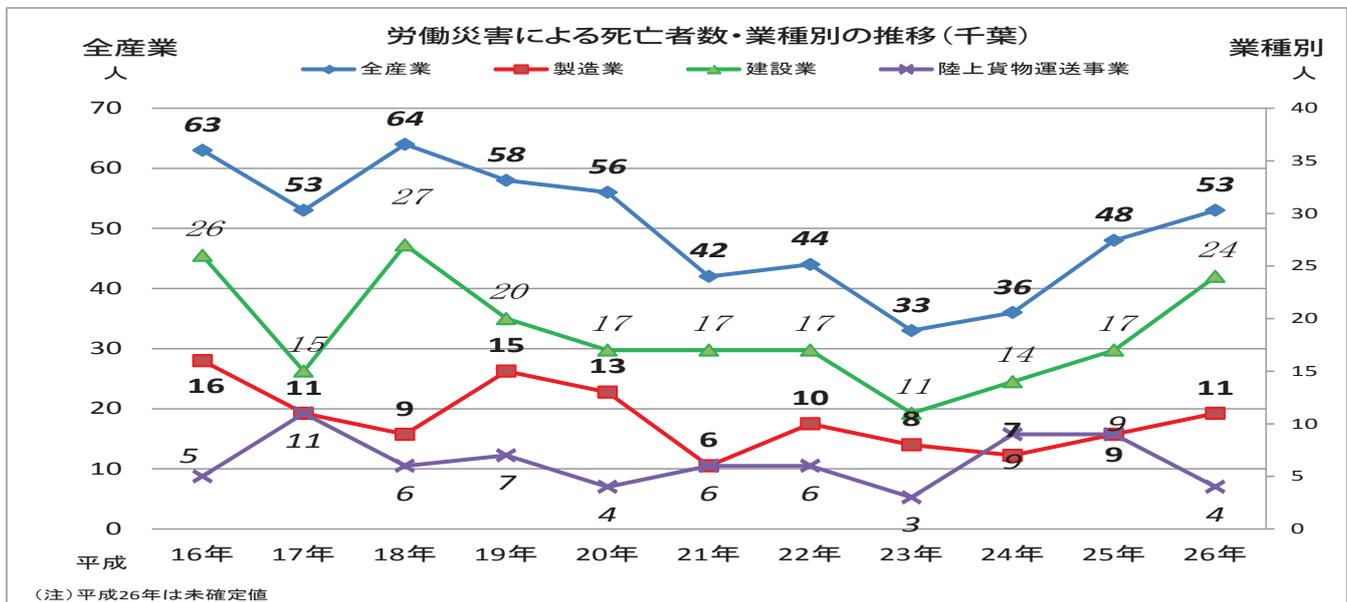
建設業における労働災害防止対策

平成26年に千葉県内の事業場で発生した労働災害は、1月末現在の速報値で、死亡者数が53人で前年同期と比較して5人（10.4%）の増加、休業4日以上死傷者数が4,493人で155人（3.4%）の増加となっています。

特に、建設業では、死亡者数が3年連続し増加して24人となりました。その背景としては、工事量の増加、技能労働者の不足、未熟練労働者の増加、労働者の高齢化等があります。死亡災害等の重篤災害の多い建設業を重点業種に指定して災害防止対策に取り組めます。

⇒平成27年度主要対策

- 1 建設現場への監督指導の強化、現場責任者への研修の実施等により安全管理水準の向上を図ります。
- 2 建設工事発注機関・労働災害防止団体との連携強化を通じて、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底、新規参入者教育等の取組を推進します。
- 3 多発する墜落・転落災害、交通労働災害の防止を重点に「**新規参入者・高齢者にやさしい現場づくり**」を目指します。



労働災害防止計画における各期間中の年平均の死亡数及び死傷者数の推移

労働災害防止計画		全 国		千 葉		備 考
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	
第1次	昭和33~37年	6,033	450,546	107	4,423	① 死亡者数の最高 全国(昭和36年) 6,712人 千葉(昭和44年) 205人
7	63~平成4年	2,473	205,176	87	7,183	
8	5~9年	2,281	166,048	93	6,162	
9	10~14年	1,835	140,352	69	5,078	② 死傷者数の最高 全国(昭和36年) 481,686人 千葉(昭和48年) 8,877人
10	15~19年	1,519	132,802	61	5,089	
11	20~24年	1,131	119,489	43	5,091	



主な重大災害(平成元年以降)

発 生 月	発生地	死傷者数	業 種 等	発 生 状 況 等 概 要
平成3年6月	市原	15(2)	化学工場	メタノール蒸留塔の爆発・火災
平成3年9月	松戸	7(7)	土木工事	河川分水路トンネルの水没
平成4年10月	袖ヶ浦	17(10)	化学工場	脱硫装置の爆発・火災
平成13年5月	四街道	4(4)	寄 宿 舎	建設業附属寄宿舍の火災
平成15年5月	我孫子	4(2)	建築工事	移動式クレーンの転倒
平成22年6月	市原	5(2)	設備工事	塩酸蒸留塔リボイラーの破断
平成25年11月	野田	4(2)	化学工場	廃油蒸留設備の爆発

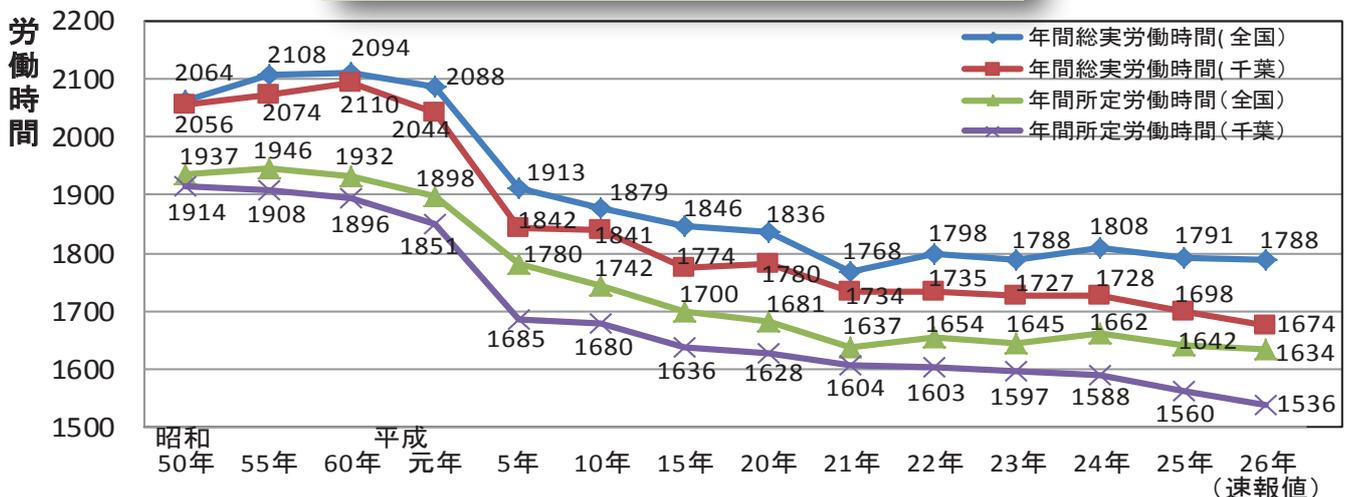
※死傷者数欄の()は、死亡者数の内数

働き方改革の推進

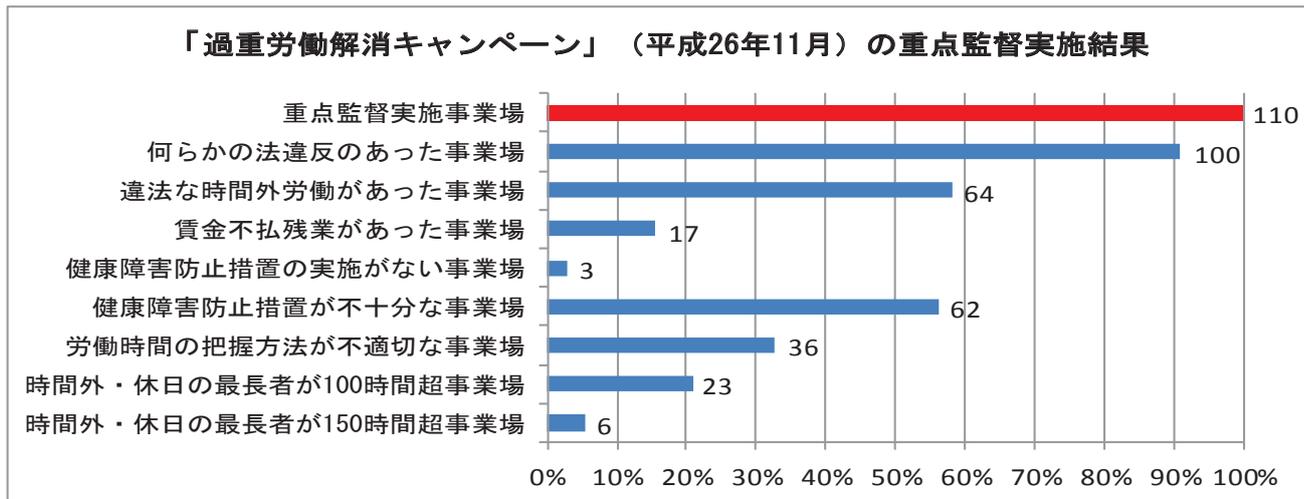
将来を担う若者をはじめ、働く人すべてが適法な労働条件の下、安心して働くことができるよう長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、賃金不払い残業の防止などを重点に積極的な監督指導を実施します。

また、仕事と生活の調和を実現し、健康に働き、それぞれが十分に能力を発揮することができる環境を整備するため、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等を企業トップに働きかけるなど働き方改革を推進します。

年間総実労働時間の推移(全国・千葉)



働き過ぎを防止し、割増賃金が適正に支払われるよう過重労働解消対策を強化します



働き方・休み方改善のために

※ **働き方改革は、《働き方・休み方改善コンサルタント》にお任せください。**

1 所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等、各事業場の実情に応じた労務管理の改善等を進めるため、「働き方・休み方改善コンサルタント」による以下のような無料相談を実施しています。

- (1) 所定外労働時間の削減や休日の設定に関すること。
- (2) 変形労働時間制、フレックスタイム制など労働時間制度に関すること。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与等、年次有給休暇取得促進に関すること。

2 コンサルタントの利用について

- (1) コンサルタントは専門的な知識、豊富な経験を有する社会保険労務士から選任されておりますので、事業場の実情に即したアドバイスが可能です。
- (2) 電話による相談だけでなく、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問しアドバイスや資料提供を行います（無料です）。
- (3) コンサルタントの個別訪問は労働基準監督署が行う立入調査ではありませんので、お気軽にご利用ください（秘密は厳守いたします）。

【問合せ先】千葉労働局労働基準部 監督課 電話 043-221-2304

※ **労働条件に関するご相談や「働き方改革」の情報収集等はこちらをご利用ください。**

日中お忙しい方も、夜間・土日に無料で労働条件に関するご相談をお受けしています。

労働条件相談ホットライン 0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時

土・日：午前10時～午後5時（12月29日～1月3日は除く。）

労働条件に関する総合情報サイト



千葉労働局HPのバナーからご覧いただけます。

さあ、はじめましょう「働き方改革」。いままで見えなかったものが見えてきます！

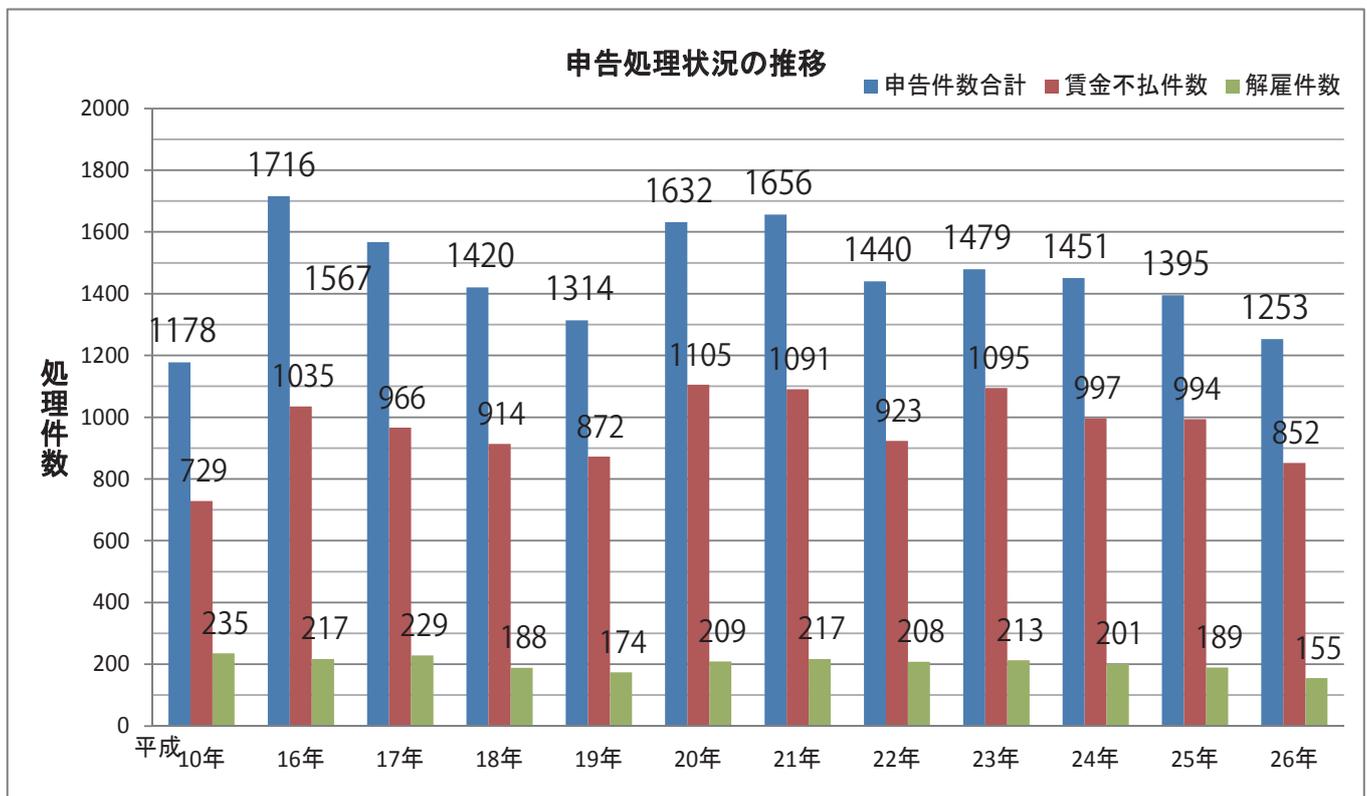


千葉労働局HPのバナーからご覧いただけます。

労働条件の確保・改善対策

⇒平成27年度主要対策

- 1 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、法定労働条件の履行確保を図るとともに、時間外労働協定（36協定）の適正化を図ります。
- 2 賃金不払残業の防止に向け、労働時間管理及び割増賃金の支払いが適正に行われるよう監督指導を実施します。
- 3 企業倒産により賃金の支払いを受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を的確に運用します。
- 4 労働条件の決定又は変更が合理的かつ円滑に行われるよう、労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法や裁判例の趣旨及び内容について、労使双方に情報提供や周知を図ります。
- 5 自動車運転者、介護労働者、障害者である労働者、技能実習生、派遣労働者などの労働条件の確保・改善対策を推進します。
- 6 「労災かくし」を排除するため、的確な監督指導等を実施します。



(注) 申告とは、労働者自身が事業場の労働基準法等に違反する事実を監督署に申立て、是正を求めることです。
上図の申告件数は県内8つの監督署で処理を行った数で、賃金不払と解雇の件数は内数です。

適正な労働条件の整備

⇒平成27年度主要対策

- 1 医療分野の『雇用の質』の向上のための取組を推進します。
- 2 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備を図ります。

労働災害を減少させるための各種対策の推進

⇒平成27年度主要対策

交通労働災害の防止、パート・派遣労働者等の方への安全衛生教育の徹底に取り組むほか、**陸上貨物運送事業、第三次産業、製造業**を重点業種等として各種対策を引き続き推進し、労働災害による死亡者・負傷者を減少させます。

- 1 「交通労働災害防止ガイドライン」の周知を図ります。
- 2 小売業・飲食店で働くパート・アルバイトの方や製造業で働く派遣労働者の方への安全衛生教育を推進します。
- 3 陸上貨物運送事業は、荷役作業時の墜落・転落災害、交通労働災害の防止対策を推進します。
- 4 第三次産業は、小売業、社会福祉施設、飲食店における災害防止対策を推進します。
- 5 製造業は、食料品製造業、金属製品製造業等の災害防止対策を推進します。
- 6 化学工業は、爆発火災災害の防止対策を推進します。

STOP！転倒災害プロジェクト2015の推進

⇒平成27年度主要対策

転倒災害は労働災害による死傷者数の約2割を占めており、今後労働力人口の高齢化が見込まれる中、転倒災害を減らすことが重要となっています。

そこで、あらゆる機会を捉えて、「**STOP！転倒災害プロジェクト2015**」を周知するとともに、リーフレットを配布して転倒防止対策を呼びかけます。

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業



あなたの職場では、このような**災害**が起こっていませんか？

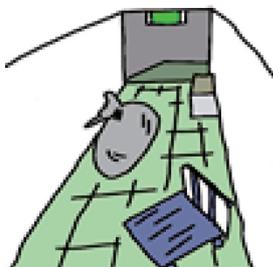
転倒災害防止対策のポイント

安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐときほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



職業性疾病等の予防対策の推進

⇒平成27年度主要対策

以下の事項を重点に、負傷、物理的因子、作業態様、化学物質等に起因する職業性疾病の予防対策を引き続き推進します。

- 1 化学物質等安全データシート(SDS)の交付の徹底、リスクアセスメントの促進等により、**化学物質による健康障害防止対策**を推進します。
- 2 建築物解体時における石綿ばく露防止対策など**石綿健康障害予防対策**を推進します。
- 3 **じん肺予防対策**を推進します。
- 4 **熱中症予防対策**を推進します。

メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進

⇒平成27年度主要対策

- 1 新たに始まる**ストレスチェック制度(平成27年12月～)**の周知を図り、事業場におけるメンタルヘルス対策、産業保健活動を推進します。
- 2 職場における受動喫煙防止対策を推進します。

最低賃金制度の適正な運営等

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして適切に機能するよう適正な運営を図ります。

⇒平成27年度主要対策

- 1 千葉県の実情にあった最低賃金の改正が行われるよう千葉地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 2 千葉県最低賃金額等の改定について、積極的、効果的な広報活動を行い、広く県民に周知を図ります。
- 3 最低賃金違反のおそれのある地域、業種等を重点とした監督指導等を行い、最低賃金の遵守の徹底に努めます。
- 4 最低賃金の引上げに向けて中小企業を支援するため、千葉県最低賃金総合相談支援センターを開設し、相談に対応します。また、業務改善助成金制度の周知及び活用促進を図ります。

千葉県の最低賃金一覧表

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名		最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金		798	26.10.1
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	839	26.12.25
	鉄鋼業	880	26.12.25
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	855	26.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	859	26.12.25
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品 製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部 分品製造業、眼鏡製造業	841	26.12.25
	各種商品小売業	819	26.12.25
	自動車（新車）小売業	850	26.12.25

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

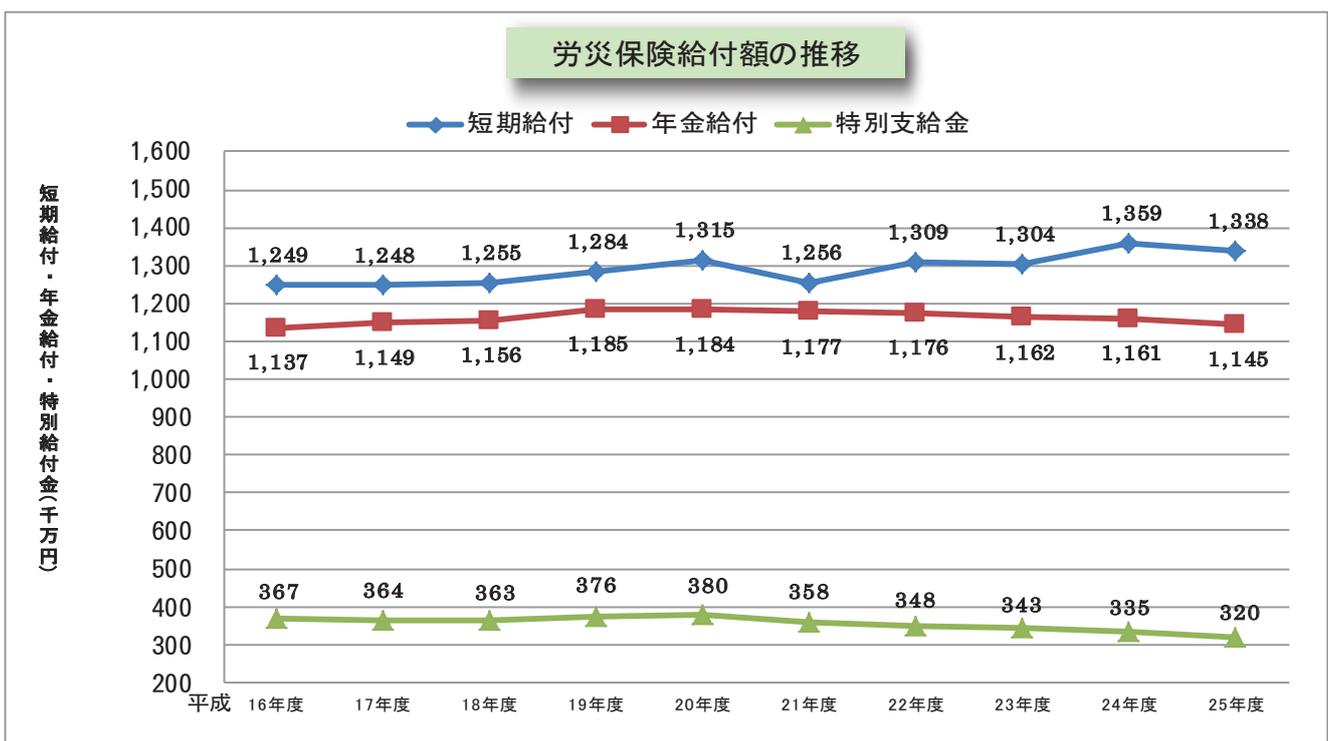
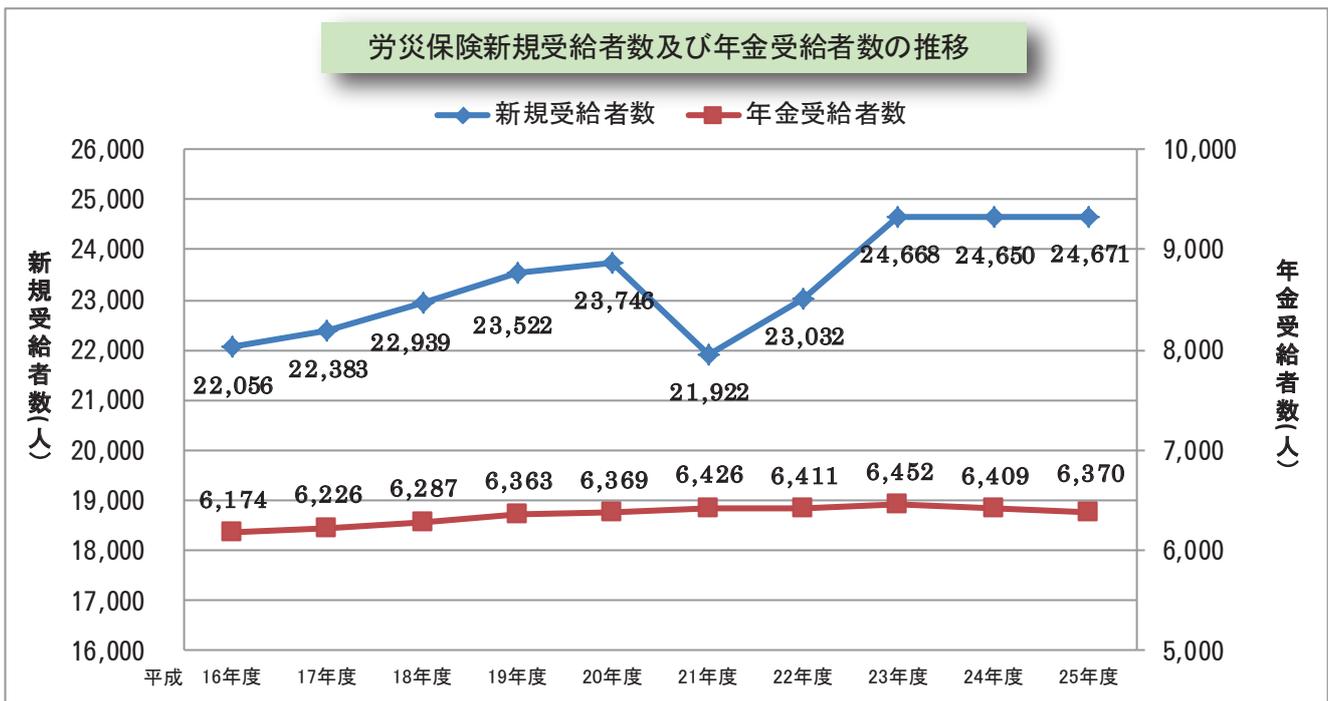
千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
24時間テレホンサービス 043（221）4700

労災補償対策の推進

業務・通勤の事由による労働者の負傷、疾病、障害及び死亡に対しては、被災労働者等の早期救済を図るという労働者災害補償保険法の基本理念に基づき、必要な保険給付を迅速・適正に行う必要があります。

⇒平成27年度主要対策

- 1 社会的関心が高く複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患及び精神障害事案の労災請求については、認定基準等に基づく適正な事務処理を行い、標準処理期間内の迅速な事務処理を行います。
- 2 石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について更なる周知を図り、労働者等に対し、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨等を適切に実施します。



労働保険の適用徴収業務の推進

労働者のセーフティネットである労働保険制度は、労働行政の各種政策の推進を財政面から支える重要な役割を担っており、制度の健全な運営や費用負担の公平性を図る見地から、「労働保険料等の収納率の向上」及び「労働保険の適用促進」を重要課題として推進していく必要があります。

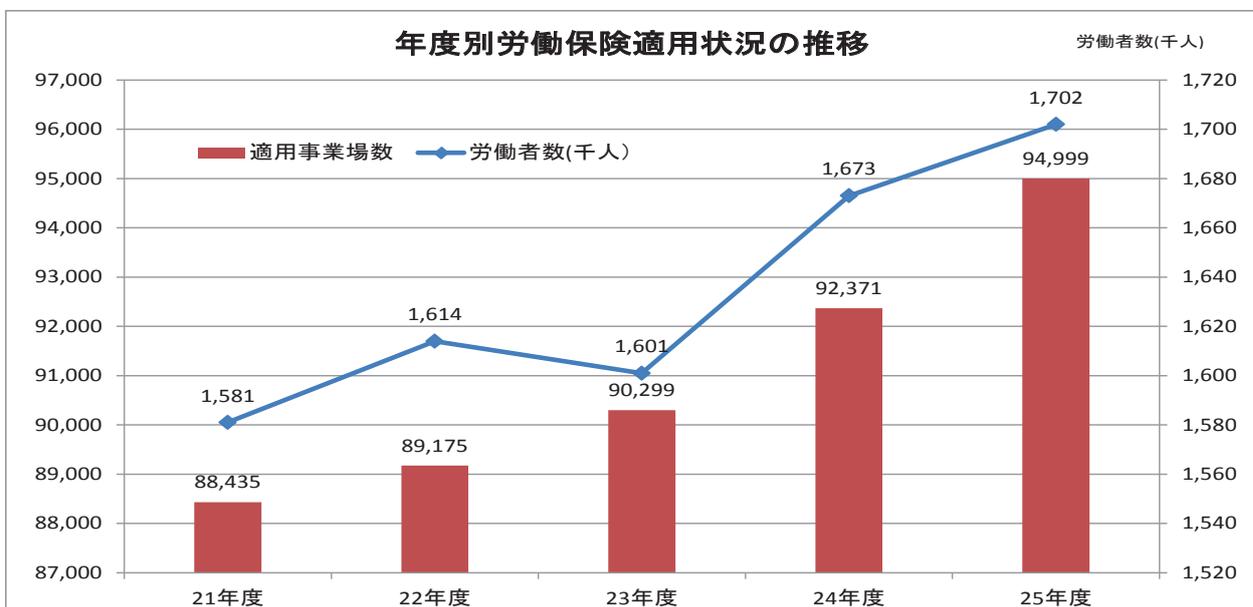
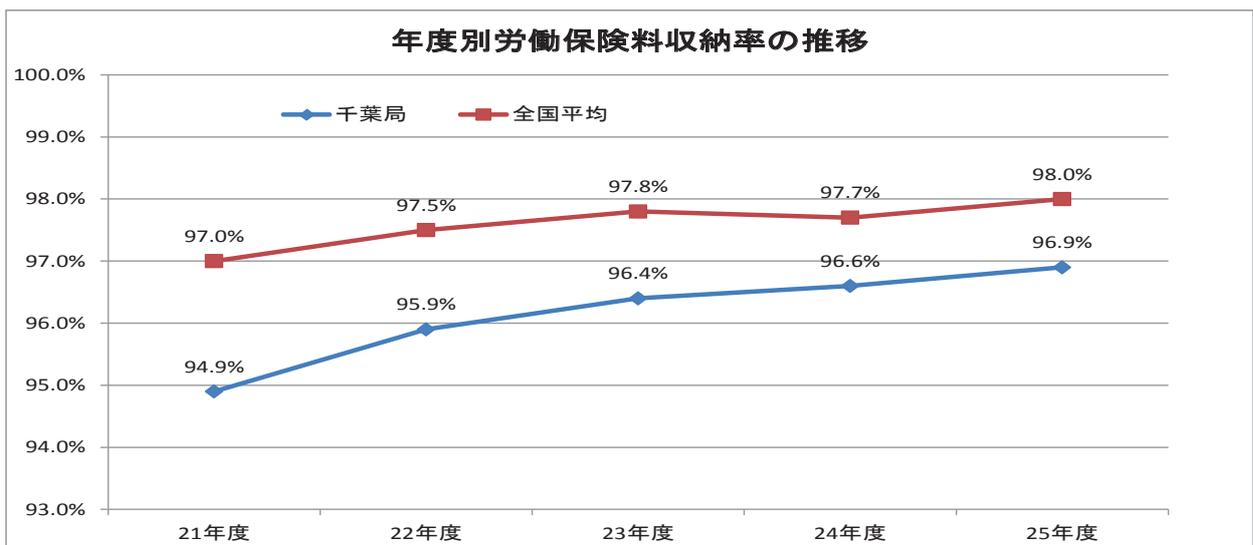
⇒平成27年度主要対策

1 収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督促等に積極的に取り組み、特に多額・複数年にわたり滞納している事業主に対しては、重点的に実施します。具体的には、強化月間を設定し（5月・12月・2月）、月間は労働保険徴収課及び署担当課を挙げて滞納整理を実施します。

また、労働保険料の口座振替制度の利用促進についても、引き続き周知広報に努めるとともに、パートタイム労働者を多く雇用する業種に重点をおいた算定基礎調査を実施します。

2 労働保険の未手続事業一掃対策として、特に10月～11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的・効果的に広報活動や加入指導に努めます。許認可等権限を有する関係行政機関（地方自治体等）との連携を強化して制度周知を図るとともに、関係行政機関との通報情報等を活用し、未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を行います。

また、労働保険の加入促進に係る委託業務については、受託団体等に対する的確な未手続事業情報の提出や協議会で意見交換等の連携を通じ、加入勧奨活動を実施いたします。



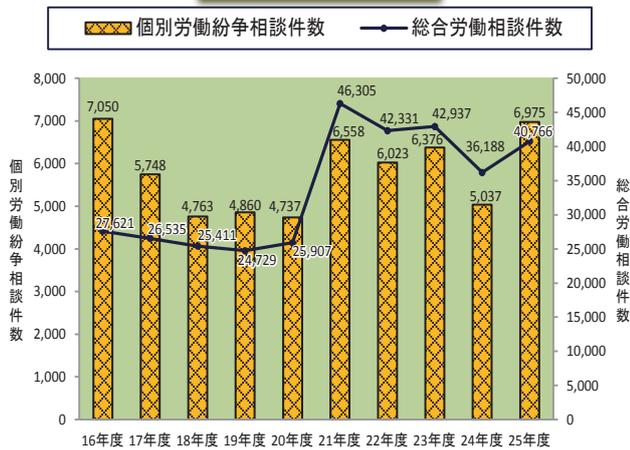
個別労働関係紛争の解決の促進

県下10箇所の総合労働相談コーナーには、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主間の紛争に関する相談、助言・指導の申出やあっせんの申請が数多く寄せられているため、円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を促進する必要があります。

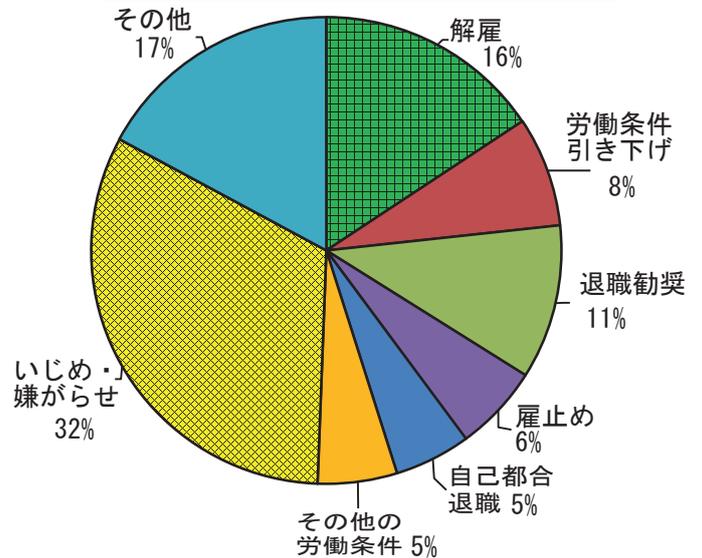
⇒平成27年度主要対策

- 1 総合労働相談コーナーにおいて、相談内容に応じて、法令・裁判例等の情報提供、当事者間の自主的解決の促進のアドバイス、他の処理機関等についての情報提供等のワンストップサービスを提供します。
- 2 個別労働関係紛争に関する相談事案については、相談者の意向を踏まえ、制度を適切に教示し、必要に応じ、助言・指導の申出やあっせん申請を受け付けるとともに、適切な事務処理を行い、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決に努めます。
- 3 いじめ・嫌がらせが増加傾向にあり、複雑・困難化する個別労働関係紛争に対応するため、総合労働相談員の専門性を高め、相談体制を強化します。

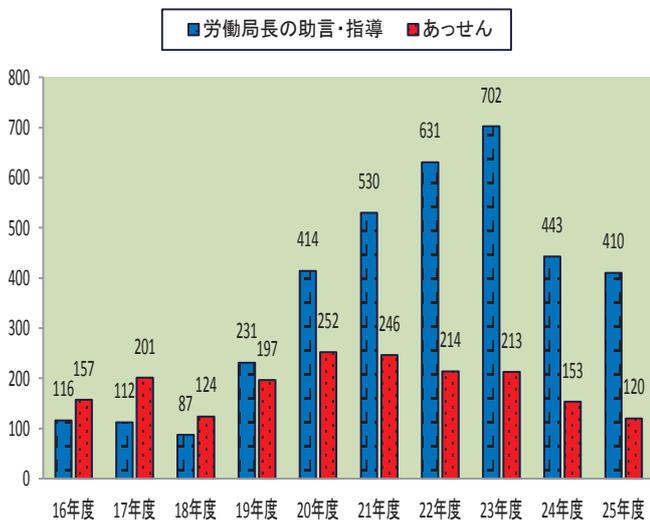
年度別相談件数の推移



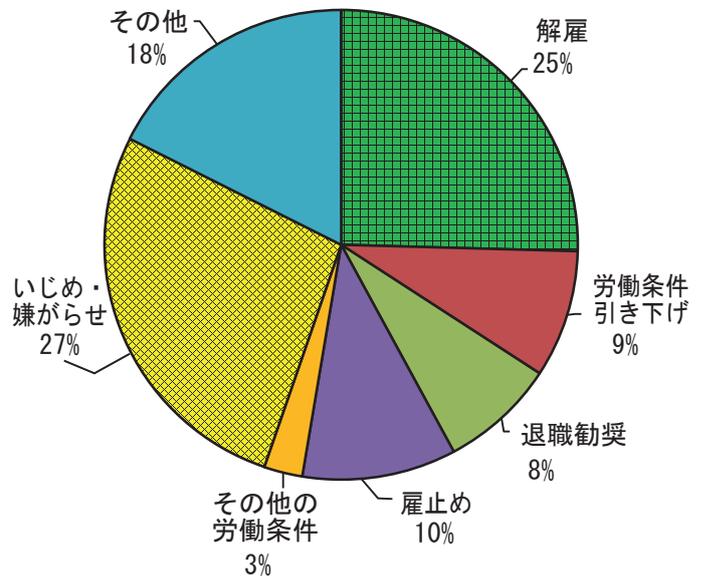
労働局長の助言・指導申出内容<平成26年1~12月>



助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数の推移



紛争調整委員会によるあっせんの申請内容<平成26年1~12月>



Ⅲ 女性・若者・高齢者等の人材力の強化

中期的に労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長を実現するためには、女性や若者、高齢者、障害者などの力を最大限に引き出すことが重要であることから、女性の活躍推進、若者に対する就業支援、高齢者・障害者の活躍推進に向けた取組を強化します。

また、雇用情勢が改善傾向にある中、福祉分野や建設分野など人手不足分野における人材確保や、正社員雇用の拡大等を図るため、ハローワーク・地方自治体・民間人材ビジネスが連携・協力し、地域全体で労働市場の需給調整機能を強化するとともに、企業の処遇改善など魅力ある職場づくりを進めます。

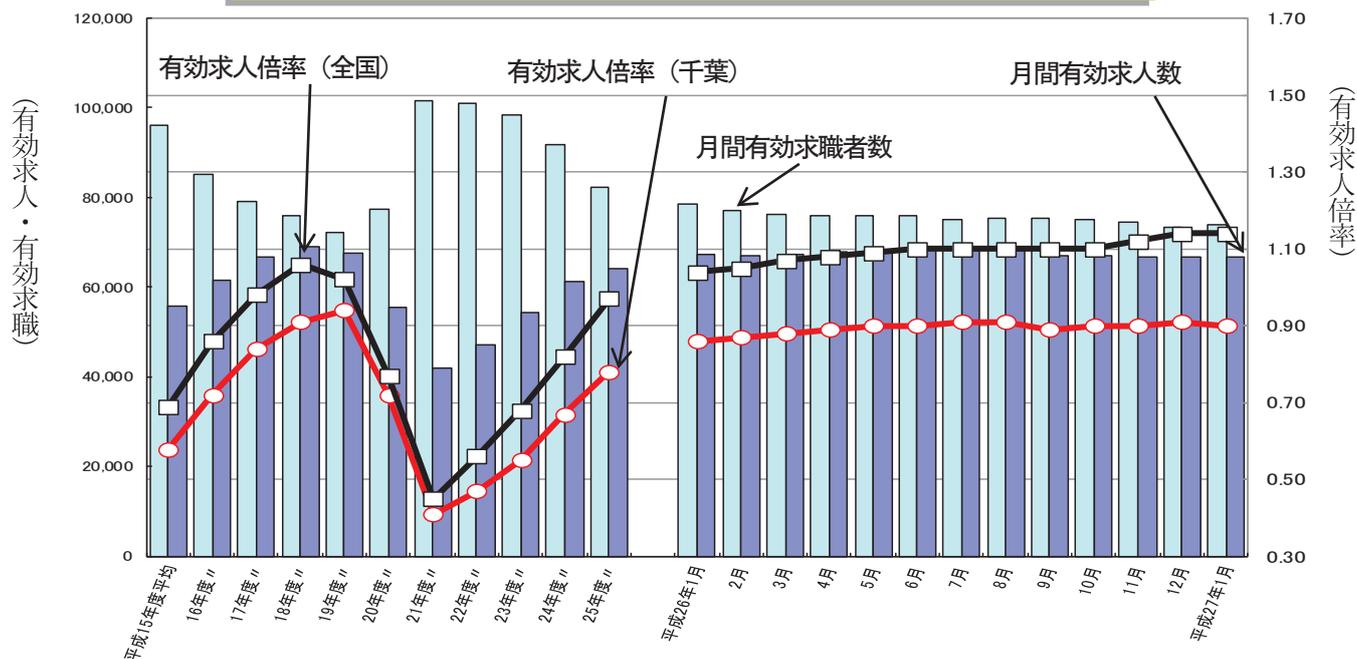
【最重点施策】

- ① 若者をはじめとする正社員希望者に対する就職支援・非正規雇用労働者の処遇の改善
- ② 女性の活躍推進のための対策の促進

【重点施策】

- ① 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- ② 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- ③ 地方自治体及び民間人材ビジネスと連携した就職支援等の推進
- ④ 若者の雇用対策の推進
- ⑤ 子育てする女性等に対する雇用対策の推進
- ⑥ 高齢者の雇用対策の推進
- ⑦ 障害者などの雇用対策の推進
- ⑧ 外国人の雇用対策の推進
- ⑨ 職業訓練受講者に対する就職支援
- ⑩ 生活困窮者に対する就職支援
- ⑪ 失業なき労働移動の実現
- ⑫ 労働者・企業の職業能力開発への支援
- ⑬ ジョブ・カード制度の推進
- ⑭ 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- ⑮ 雇用保険制度の安定的運営
- ⑯ 雇用の分野における男女の均等な機会及び処遇の確保対策の推進
- ⑰ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- ⑱ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進

有効求人倍率、求人・求職の推移



(注) 月別の数値は季節調整値です。なお、平成26年12月以前の数値は季節調整指数により改訂されています。

若者をはじめとする正社員希望者に対する就職支援・非正規雇用労働者の処遇の改善

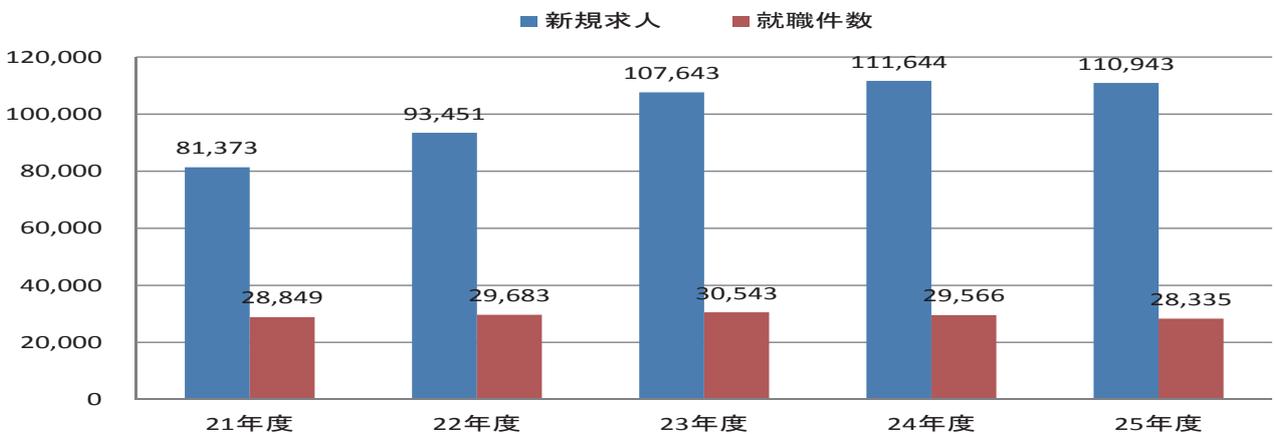
非正規雇用労働者数は全体の3分の1を超え、引き続き高い水準で推移する中、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図ることが重要であり、正社員を希望する方々には、その道を開くとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる方々には、処遇の改善等を推進していく必要があります。

また、非正規雇用として働く若者が増加している中で、若者に対する実践的な職業能力開発の推進が求められていることを踏まえ、非正規労働者の就業経験等に応じた公共職業訓練の充実や、成長分野で求められる人材育成を推進する必要があります。

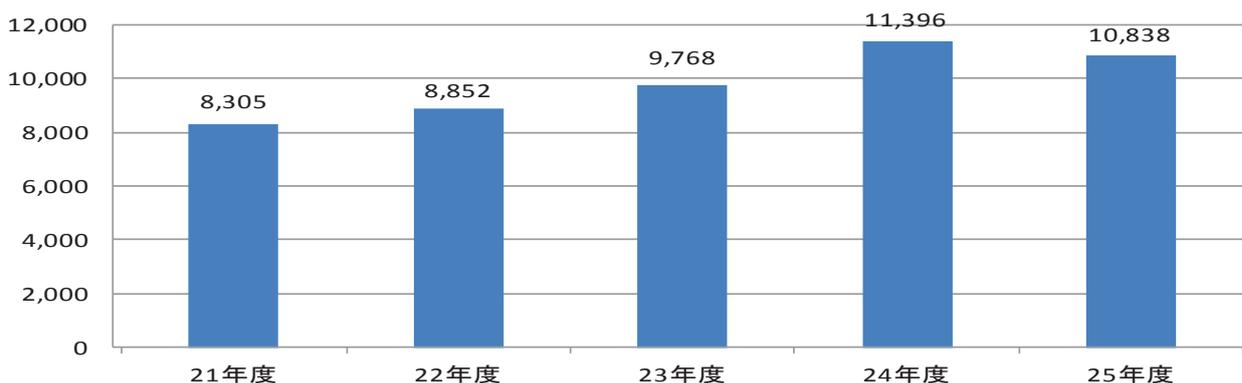
⇒平成27年度主要対策

- 1 求職者ニーズを踏まえた求人開拓や求人条件緩和指導による正社員求人の確保に取り組みます。
- 2 正社員求人情報の求職者への提供、積極的マッチングにより正社員就職を促進します。
- 3 「キャリアアップ助成金」の活用等による正社員転換や人材育成、処遇改善を図ります。
- 4 フリーター等の正規雇用化に向けたガイダンスやセミナーを開催します。
- 5 トライアル雇用制度、求職者支援制度の活用等による個別支援を強化し、フリーター等の正規雇用化を推進します。
- 6 安易な早期離職防止のための職場定着支援を実施します。

正社員に係る新規求人及び就職件数の推移



ハローワークのフリーター等の就職件数



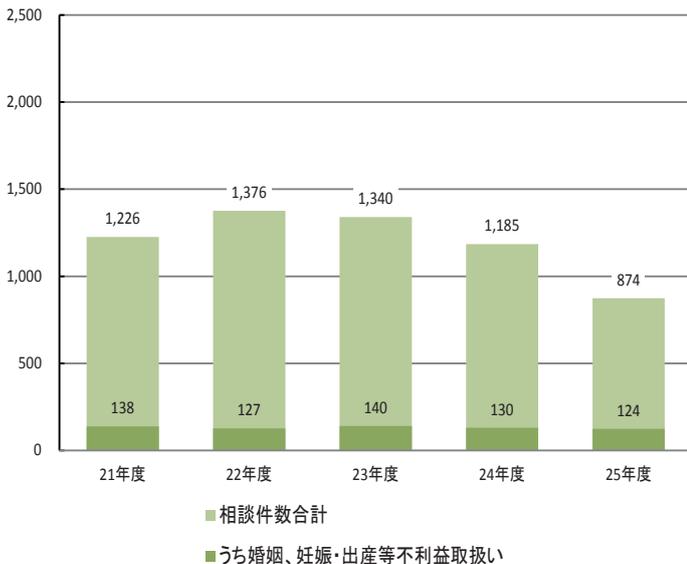
女性の活躍推進のための対策の促進

職場における女性の活躍を促進するため、働く女性が子供を産み育てながら活躍できる環境の整備に取り組みます。

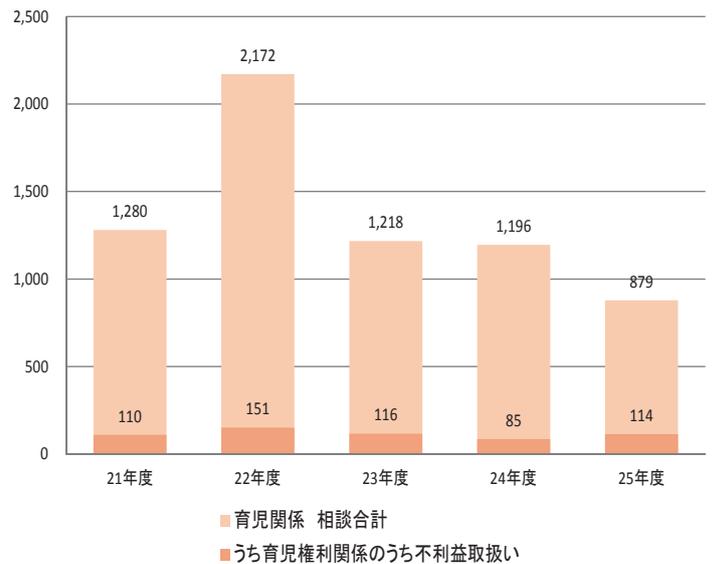
⇒平成27年度主要対策

- 1 妊娠・出産、育児休業等を理由とした不利益取扱い等の相談については、相談者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応を進めていくとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
- 2 女性の活躍を推進するため、ポジティブ・アクションの取組について一層の周知徹底を図るとともに、企業における具体的な取り組みを促進します。

男女雇用機会均等法関係相談受理件数の推移(件)



育児・介護休業法のうち
育児関係の相談受理件数の推移(件)



ポジティブ・アクションに取り組んでいます

ポジティブ・アクションシンボルマーク
「きらら」

ポジティブ・アクション応援サイトをご活用ください !!

全国のさまざまな企業のポジティブ・アクション取組事例を、業種や規模別に実名で紹介しています。ポジティブ・アクションに取り組みたい、さらに推進したいとお考えの事業主、人事労務担当者の皆様、他社の取組の具体的事例を参考にいただけます。

女子学生の皆様には、女性の活躍推進に取り組んでいる企業各社の具体的な情報が検索できます。

アクセスはこちら ⇒ <http://www.positiveaction.jp/>

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

求人数の増加、求職者の減少に伴い、有効求人倍率が0.90倍（27年1月）とリーマンショック前の状況まで回復しており、特に福祉や建設分野では人手不足の傾向が続いています。こうした状況において、求人者サービスの強化と求職者への積極的・能動的マッチング機能の強化が重要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 求人・求職票の内容の充実に取り組み、ハローワークシステムの機能を最大限に活用した求人者・求職者双方へのあっせんの提案を拡充します。
- 2 人手不足の状況にある業種・職種について、求職者情報を求人者に提供します。
- 3 正社員求人、求職者ニーズの高い求人等の良質求人確保対策を強化します。
- 4 画像情報を含む事業所情報を蓄積・共有し、効果的なマッチングに活用します。

人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

⇒平成27年度主要対策

- 1 人手不足分野においては、職場定着の促進等のための各種助成金の活用を図るとともに、事業主に対する雇用管理指導援助業務の推進を図ります。
- 2 「福祉人材コーナー」を中心に各ハローワークにおいて、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対しては就職支援サービス、求人者に対しては充足支援サービスを強化します。
- 3 医療分野においては、ナースセンター等が実施する復職講習会等への誘導やナースセンターに対し医療関係求人等の情報提供を行います。
- 4 保育分野においては、未充足求人へのフォローアップの徹底、応募意欲を喚起する求人情報の提供、事業所見学を兼ねた就職面接会等を開催します。
- 5 建設分野においては、未充足求人へのフォローアップの徹底、建設職種へ応募する契機となるよう企業情報や求人情報の提供を行います。

地方自治体及び民間人材ビジネスと連携した就職支援等の推進

地方自治体や民間人材ビジネスと連携を強化し、地域全体で労働力の需給調整機能の拡充強化に取り組むことが重要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 ハローワークと地方自治体の協定に基づく一体的実施（共同窓口）の取組を推進します。
- 2 ハローワークと市町村とにより設置する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・紹介等を行います。
- 3 民間人材ビジネスや地方自治体に対し、ハローワークの求人情報を提供します。
- 4 地方自治体の地方創生のための取組を支援します。

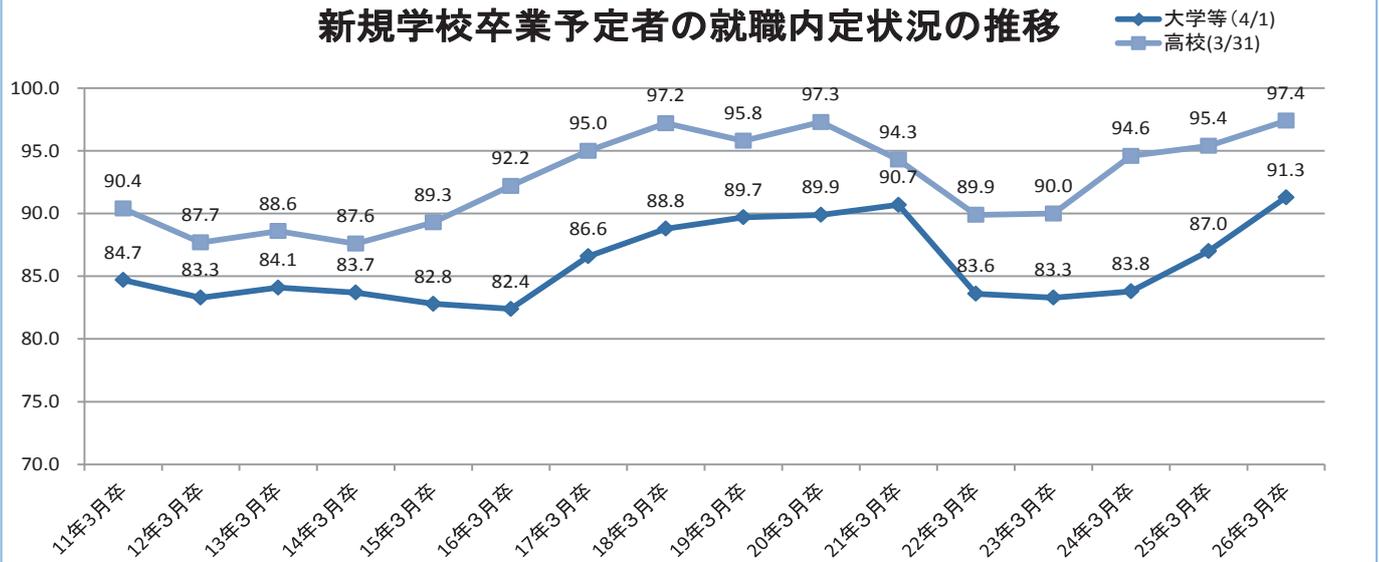
若者の雇用対策の推進

若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、新卒者をはじめとする若者の就職支援・定着支援の強化が必要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 未就職卒業者等への継続的な就職支援や就職後の定着支援等を強化します。また、「若者応援宣言企業」の普及拡大・情報発信の強化を図ります。
- 2 地域若者サポートステーションと連携して、ニート等の若者の職業的自立支援を進めます。

新規学校卒業予定者の就職内定状況の推移



子育てする女性等に対する雇用対策の推進

千葉県女性の年齢階級別有業率のM字型の底は全国より低く、出産・子育て等で離職した方への再就職支援が課題となっています。

⇒平成27年度主要対策

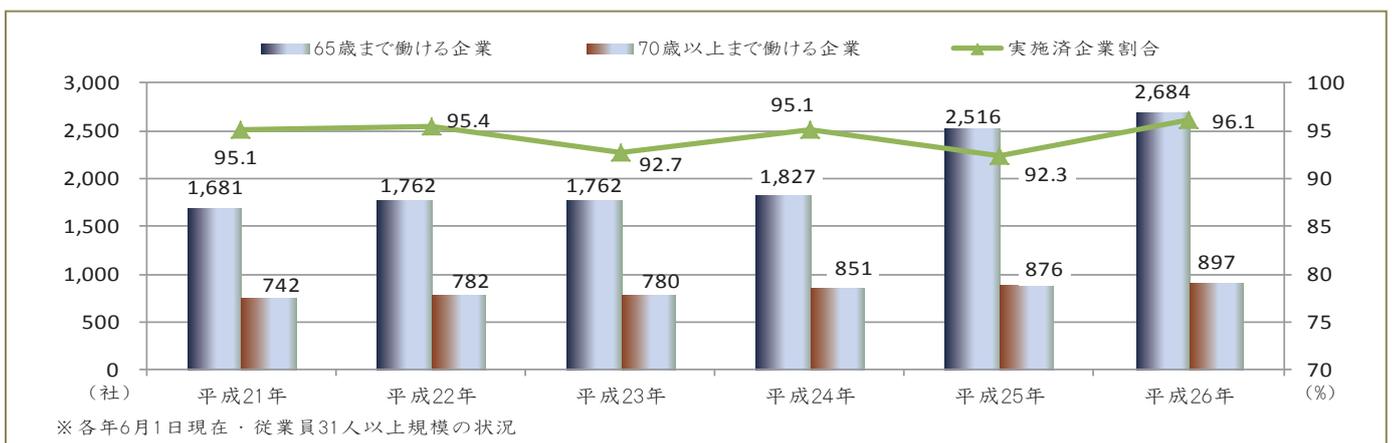
マザーズハローワークやマザーズコーナーにおいて、担当者制による職業相談の実施など子育て中の女性等に対する就職支援サービスの充実を図ります。

高齢者の雇用対策の推進

少子・高齢化の急速な進展により、労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる、「生涯現役社会」を構築していくことが重要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 高齢者雇用確保措置に関する事業主への指導を強化し、繰返しの指導にも改善がみられない場合には、必要に応じて勧告・企業名の公表を行います。
- 2 高齢者等の再就職を援助・促進するため、各種奨励金・助成金制度等を活用しながら、きめ細かな職業相談・職業紹介を行い、事業主に対しては、募集・採用における年齢制限禁止、求職活動支援書の作成・交付について、周知・啓発、指導を行います。



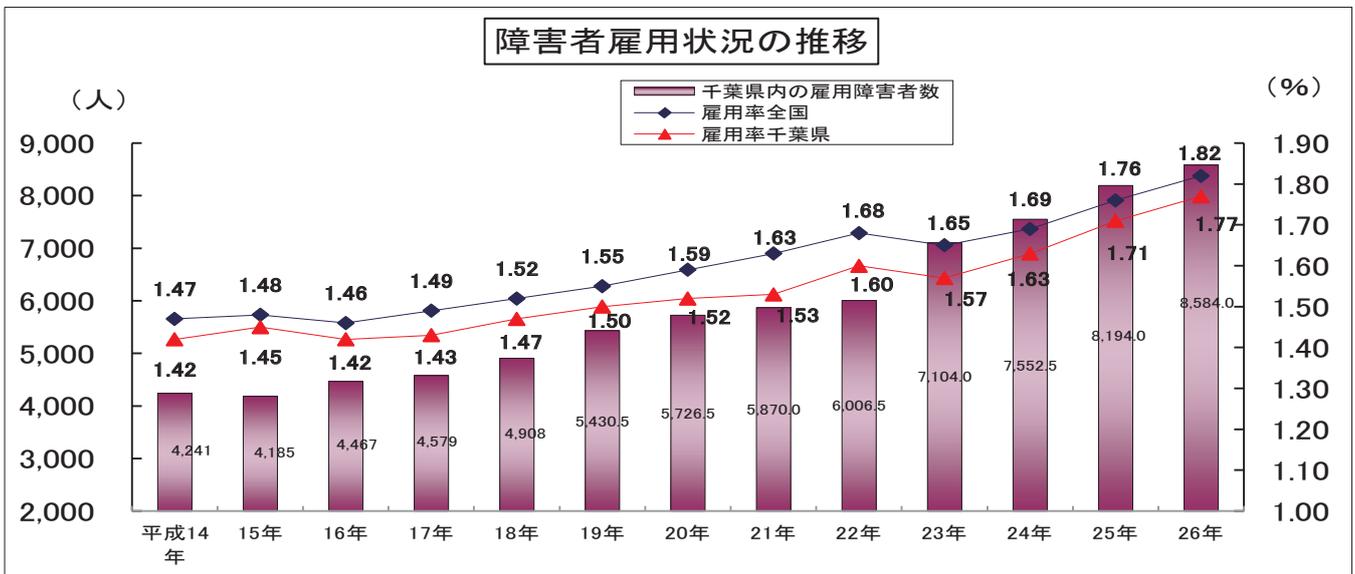
障害者などの雇用対策の推進

障害者の雇用状況については、着実に進展しているものの、実雇用率は依然として法定雇用率に届いておりません。近年急増する精神障害者や発達障害者をはじめとする障害者の一層の雇用促進を図ることが必要となっています。

また、障害者が地域において自立して生き生きと暮らせるよう、就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する体制の充実を図ることが必要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 法定雇用率未達成企業に対し、企業トップへの指導を含めた雇用率達成指導を実施するとともに、特に平成27年4月から新たに納付金の対象となる100人超200人以下の企業及び一人不足の企業に対し職場実習や助成金等の活用による雇用促進を図ります。
- 2 地域の就労支援施設、特別支援学校等と連携したチーム支援により、就職の準備段階から職場定着までの継続的な支援を実施します。
- 3 精神障害者等の雇用促進のため、障害者雇用の経験が乏しい企業等に対して障害特性への理解を深めるためのセミナーや企業見学会を実施します。また、難治性疾患患者への就労支援を実施します。



外国人雇用対策の推進

⇒平成27年度主要対策

- 1 外国人労働者の適正就労の確保を図るとともに、就労環境の改善及び再就職支援を推進します。
- 2 留学生に対する就職支援を推進します。

職業訓練受講者に対する就職支援

⇒平成27年度主要対策

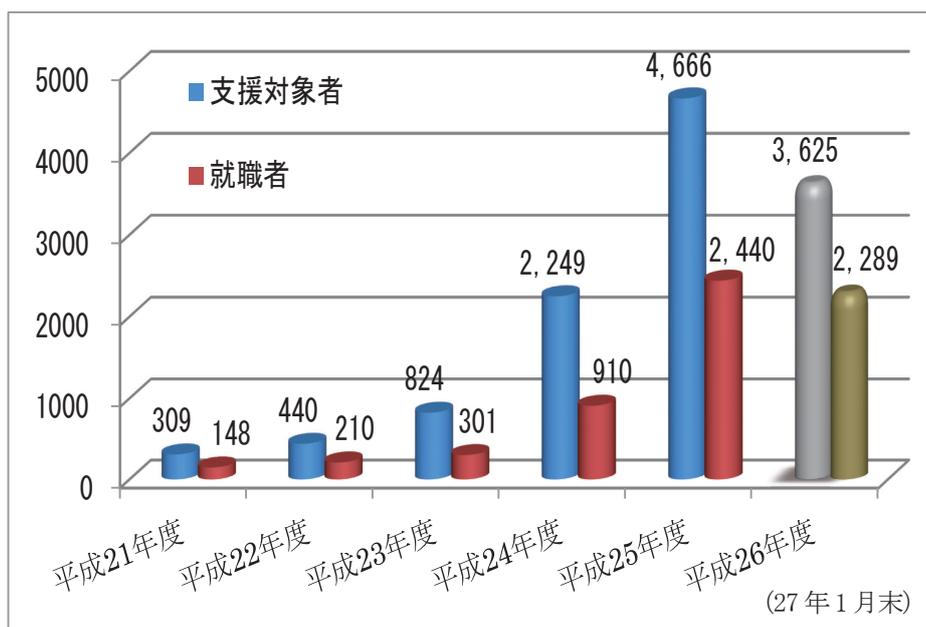
- 1 求人者等の職業訓練ニーズを把握し、千葉県等に提供することにより、人材ニーズに応える公的職業訓練の設定、多様な訓練機会の確保に努め、適切な受講あっせんを行います。
- 2 訓練修了（予定）者の就職の実態を十分把握し、公共職業訓練においては就職状況等の共有を図り、担当者制による集中的な支援や個別求人開拓など、就職支援をさらに強化します。

生活困窮者に対する就労支援

⇒平成27年度主要対策

地方自治体との協定に基づき、生活保護受給者等の生活困窮者に対して、効果的な支援による就労・自立を促進する「生活保護受給者等就労自立促進事業」を推進します。

生活保護受給者等就労支援の実績推移



(千葉県保健福祉センターに併設されたハローワークの常設窓口)

失業なき労働移動の実現

⇒平成27年度主要対策

事業規模の縮小等による離職者の円滑な再就職を実現するため、早期再就職を図る事業主及び対象労働者を受け入れ訓練を行う事業主を支援します。

労働者・企業の職業能力開発への支援

⇒平成27年度主要対策

有期契約労働者等の企業内でのキャリアアップを支援する「キャリアアップ助成金」、労働者のキャリア形成を効果的に支援する「キャリア形成促進助成金」等の周知・広報を行い、事業主による企業内での計画的な職業訓練等の促進を図ります。

ジョブ・カード制度の推進

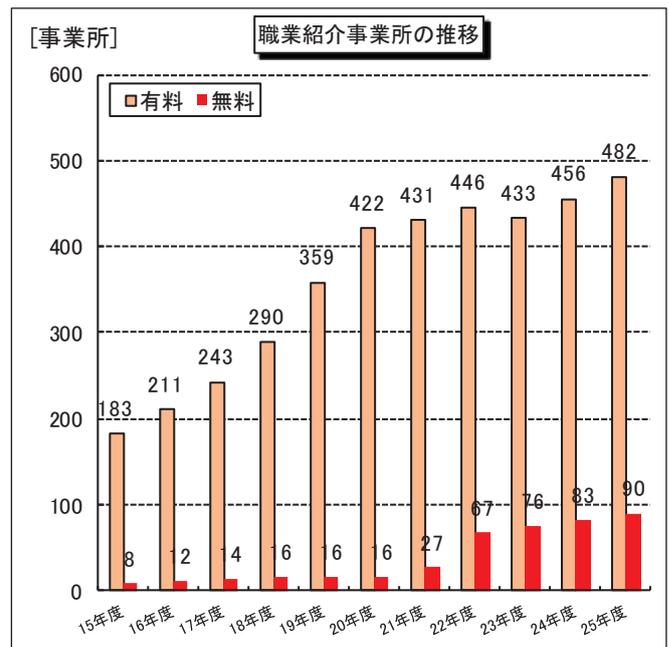
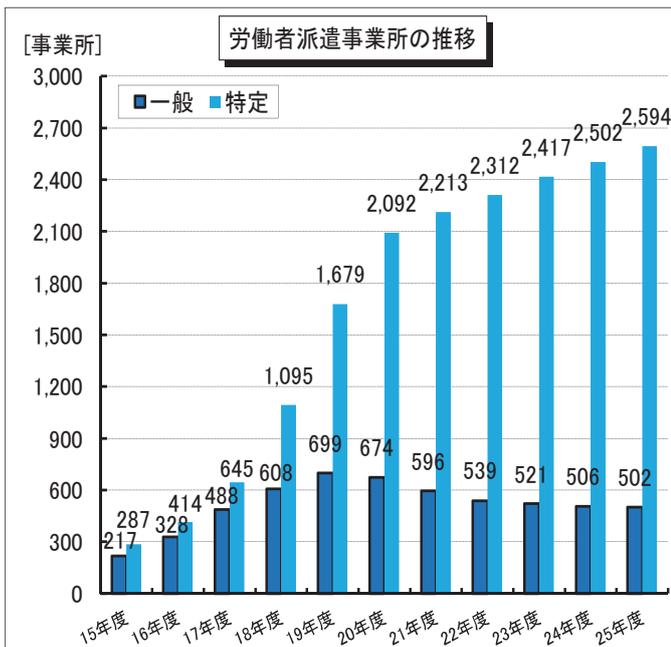
⇒平成27年度主要対策

- 1 千葉県地域ジョブ・カード運営本部において策定した千葉県地域推進計画に基づき、千葉県をはじめとした運営本部の構成員や関係機関との連携の下、ジョブ・カード制度の周知及び推進を図ります。
- 2 ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を積極的に行い、ジョブ・カード制度の普及促進を図ります。

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

⇒平成27年度主要対策

- 1 セミナーや説明会の開催などにより、法制度の周知啓発に取り組みます。
- 2 労働者派遣事業について、派遣元事業主や派遣先に対して積極的に指導監督を行うとともに、偽装請負に対する厳正な指導監督を実施します。
- 3 職業紹介事業について、有料職業紹介事業の違法な手数料徴収、賃金の間接払いに関する指導監督に取り組みます。



雇用保険制度の安定的運営

⇒平成27年度主要対策

- 1 雇用保険の適用促進を図るとともに、認定部門と紹介部門の連携による適切な制度運営に取り組みます。
- 2 不正受給を防止するため、制度の周知徹底と窓口指導の強化を図ります。
- 3 電子申請の利用促進を図ります。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

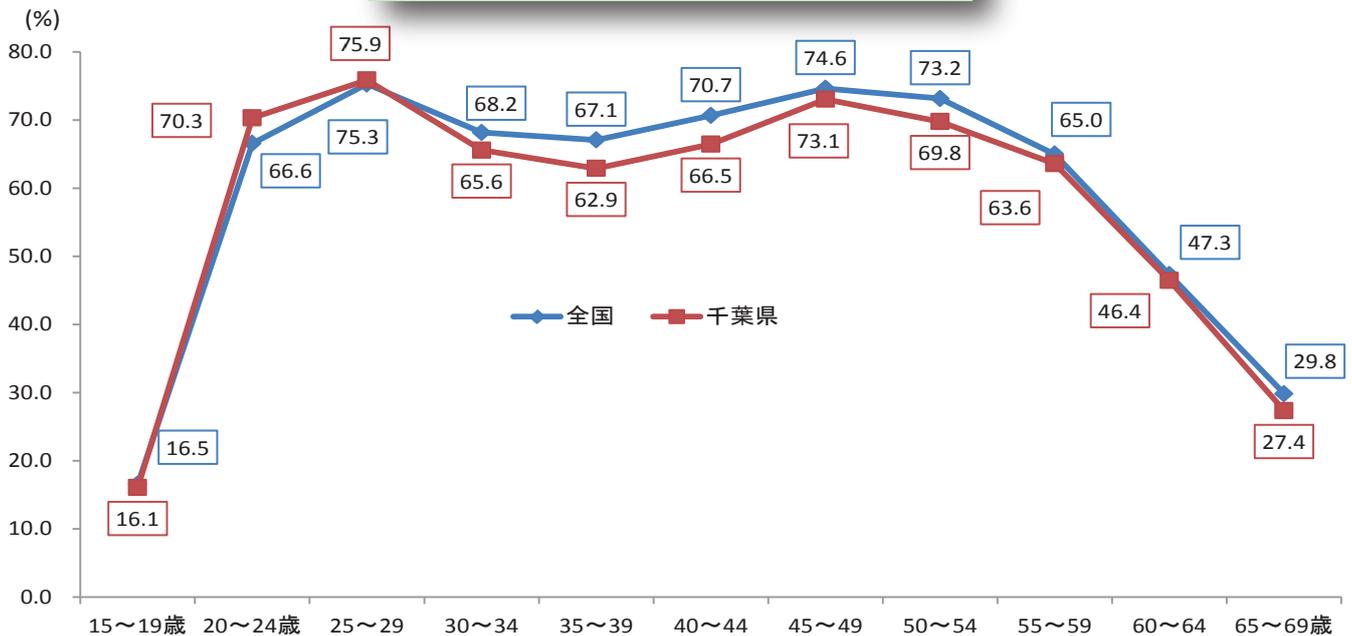
職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

出産後の離職状況を表すと考えられる千葉県の女性の年齢階級別有業率のM字型の底は、依然として全国より低い状況にある一方、千葉県内の女性雇用者数は増加傾向にあります。女性の活躍推進のためには、労働者が性別により差別されることなく、仕事と子育てや介護などを両立できる環境を整備することが重要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 募集・採用をはじめとする性差別には積極的な指導等により、男女雇用機会均等法の実効性を確保します。
- 2 育児・介護休業法の履行確保のため、事業所における育児休業制度等の規定整備を促します。また、非正規雇用労働者も一定の要件を満たす場合、育児休業等が取得できることを周知します。
- 3 「両立支援等助成金」の活用等により、育児休業や短時間勤務などの両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援します。
- 4 次世代認定マーク「くるみん」取得を多くの企業が目指すよう、周知、啓発を行います。

年齢階級別女性の有業率（平成24年）



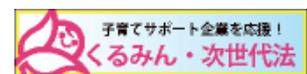
資料出所: 総務省「就業構造基本調査」



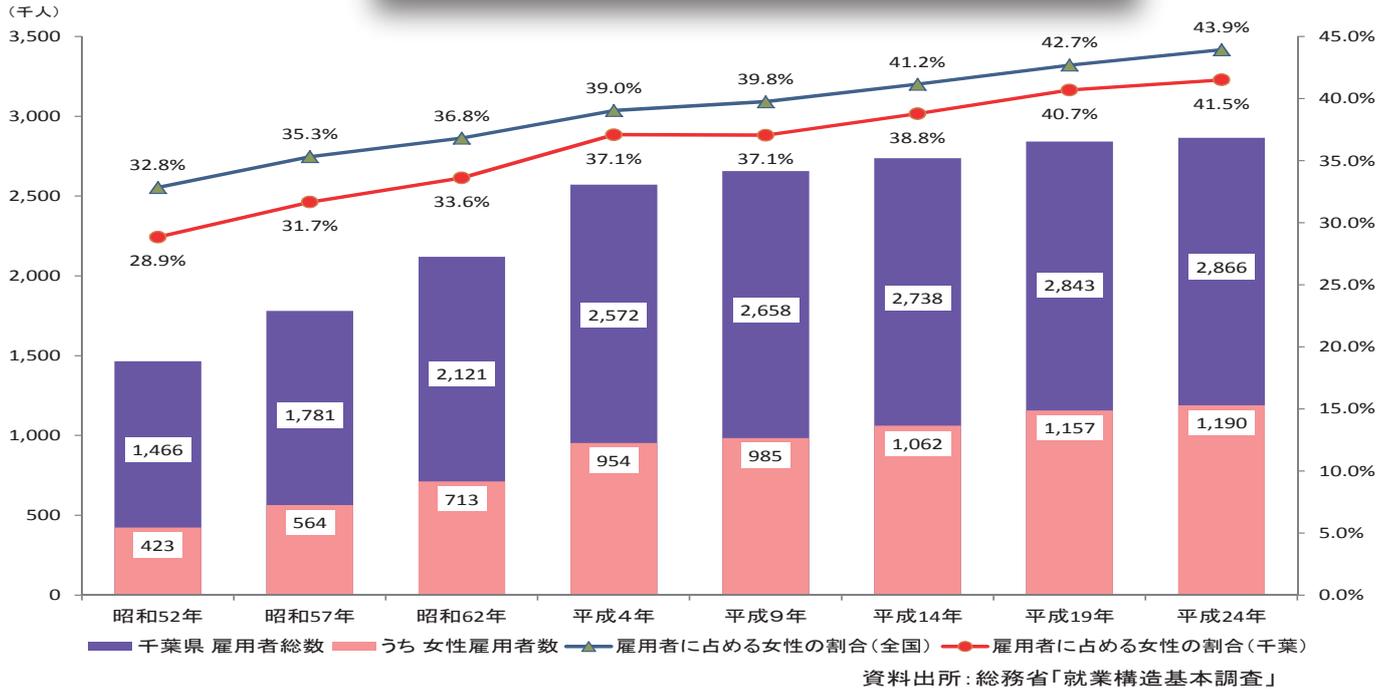
ご存知ですか？子育てサポート企業のしるし 次世代認定マーク「くるみん」

千葉県内では、平成27年3月末現在45社が「子育てサポート企業」の認定を受け、「くるみん」を取得しています。

詳細は、千葉労働局HPのバナーからどうぞ！



女性雇用者数及び雇用者総数に占める女性の割合の推移



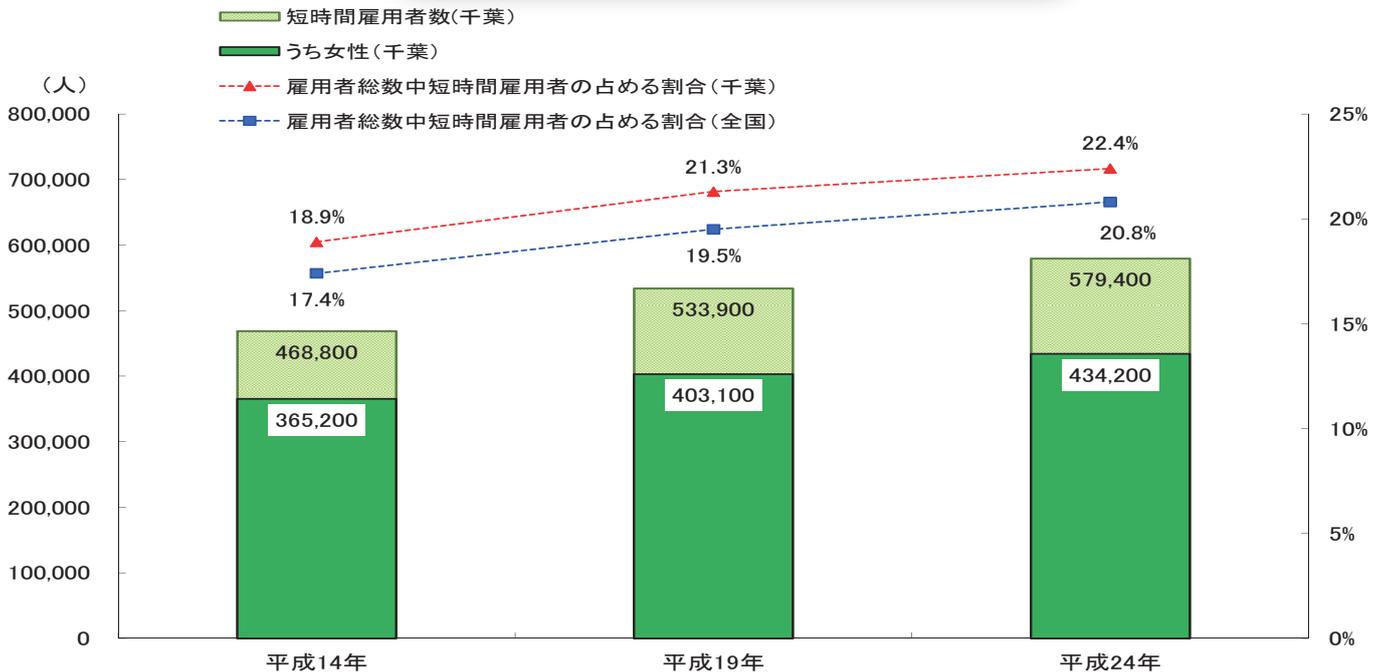
パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

パートタイム労働者が、その働き・貢献に応じて正社員等との均衡のある待遇が得られるよう、パートタイム労働法の円滑な施行を図ることが必要となっています。

⇒平成27年度主要対策

- 1 パートタイム労働法に基づく指導等を実施し、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ります。
- 2 パートタイム労働法に沿った雇用管理改善に取り組む事業主に対し、雇用均等指導員（均衡推進担当）、雇用均等コンサルタントによる支援を行います。

短時間雇用者(週間就業時間35時間未満)数及び構成比



IV 付属機関、関係機関、法令・制度のご案内

各種職業紹介・相談機関

H27. 4. 1現在

千葉労働局職業安定部職業対策課分室（キャリアアップ助成金等の相談・申請受付）

名 称	所 在 地	電話番号
千葉労働局職業安定部職業対策課分室	千葉市中央区中央3-3-1 第一生命ビルディング 6階	043-441-5678

新卒応援ハローワーク（学卒ジョブサポーターによる大学生等を対象とした支援）

千葉新卒応援ハローワーク	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉3階	043-242-1181
まつど新卒応援ハローワーク	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階（ハローワーク松戸内）	047-367-8609
ふなばし新卒応援ハローワーク	船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047-426-8474

ハローワークプラザ（求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介）

ハローワークプラザちば	千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1階	043-238-8300
ハローワークプラザ柏	柏市柏4-8-1 柏駅東口金子ビル3階	04-7166-8609
ハローワークプラザ市原	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	0436-23-6941

マザーズハローワーク（子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立させたい方への就労支援）

マザーズハローワークちば	千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1階	043-238-8100
ハローワーク市川 マザーズコーナー	市川市市川南1-1-1 ザ タワーズ イースト3階	047-323-8609
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津5階	0438-25-0881
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047-367-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋市本町1-3-1 船橋フェイスビル5階	047-423-3097
ハローワーク成田 マザーズコーナー	成田市花崎町760 成田市役所2階	0476-20-0567
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	0436-26-8186

わかものハローワーク（正規雇用を目指す若者を対象とした支援）

柏わかものハローワーク	柏市柏4-8-1 柏駅東口金子ビル3階	04-7166-8611
-------------	---------------------	--------------

千葉県ジョブサポートセンター（千葉県と連携した求人情報提供、職業相談・紹介及び生活相談）※

千葉県ジョブサポートセンター	千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル3階	043-245-9420
----------------	-----------------------	--------------

ふるさとハローワーク（各市と連携した地域住民を対象に求人情報提供及び職業相談・紹介）

千葉市ふるさとハローワークいなげ※	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-284-0800
東金市地域職業相談室	東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1階	0475-52-1104
流山市地域職業相談室	流山市江戸川台東1-4 新川JAビル2階	04-7156-7888
旭市地域職業相談室	旭市ニの5127 旭市青年の家	0479-62-5359
佐倉市地域職業相談室	佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3階	043-483-3180
浦安市地域職業相談室	浦安市入船1-4-1 ショッピングプラザ新浦安店4階	047-381-8609
我孫子市地域職業相談室	我孫子市本町2-4-2 サン・ビーンズビル6階	04-7165-2786
八千代市地域職業相談室	八千代市大和田新田312-5 市役所1階	047-483-1151
鴨川市ふるさとハローワーク	鴨川市横渚1450 市役所1階	04-7093-7853
千葉市ふるさとハローワークみどり※	千葉市緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3階	043-300-1611
ふるさとハローワークならしの	習志野市花咲2-3-9 習志野市勤労会館1階	047-471-3505

ハローワークの常設窓口（※各市と連携した生活保護受給者等を対象とした就労支援）

千葉市自立・就労サポートセンター中央	千葉市中央区中央4-5-1 中央保健福祉センター内	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1階	043-233-2331
かしわ就労自立サポートセンター	柏市柏5-10-1 柏市役所別館4階	04-7167-1666
ジョイントワーク松戸	松戸市根本387-5 松戸市役所本館3階	047-704-0021
職業相談紹介窓口ふなばし	船橋市湊町2-1-4 船橋市役所分庁舎1階	047-495-5200
就労サポートいちかわ	市川市南八幡1-17-15 市川市役所南八幡仮庁舎1階	047-700-4555

※は一体的実施事業として設置

労働相談・支援等の関係機関

総合労働相談コーナー		
千葉労働局総務部企画室 総合労働相談コーナー 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎	043-221-2303	<ul style="list-style-type: none"> 解雇・退職、いじめ・嫌がらせ、労働条件を含め、労働問題に関するあらゆる分野の相談
千葉駅前総合労働相談コーナー 千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 4F	☎0120-250650 043-246-4121	
○労働基準監督署内総合労働相談コーナー ※ 県内 8 か所の労働基準監督署に設置してあります。		

(独) 労働者健康福祉機構 千葉産業保健総合支援センター 千葉市中央区中央 3-3-8 オーク千葉中央ビル 8F	043-202-3639	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健に関する専門的相談、産業医等への研修・支援 メンタルヘルス対策に係る相談 小規模事業場とその労働者に対する、医師の意見聴取等産業保健サービスを供給する地域ごとの相談先の紹介
千葉県最低賃金総合相談支援センター 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F 千葉県社会保険労務士会	電話相談は全国最低賃金総合電話相談センターへ	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払能力の向上に取り組む中小企業を対象とした経営課題及び労務管理の窓口相談 労務管理に係る同中小企業への専門家派遣
建設業労働災害防止協会千葉県支部 千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 4F	043-225-8524	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づく建設業の各種技能講習・教育の実施 建設業の労働災害防止に関する相談、情報提供
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部 千葉市中央区椿森 1-26-9 コンラッドビル 4F	043-306-1417	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する専門的相談 リスクアセスメントの実施・指導、情報提供
千葉労災特別介護施設 ケアプラザ四街道 四街道市中台 511	043-433-0120	<ul style="list-style-type: none"> 労災による重度被災労働者のための介護付き入居施設
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 千葉職業能力開発促進センター 千葉市稲毛区六方町 274	043-422-4810	<ul style="list-style-type: none"> 機能的・弾力的な職業訓練、高度な人材育成の支援
千葉障害者職業センター 高齢・障害者業務課 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080 043-204-2901	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の職業リハビリテーションサービスの実施 高齢者・障害者等の雇用安定の援助に関する相談
(公財) 介護労働安定センター千葉支部 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6F	043-202-1717	<ul style="list-style-type: none"> 介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談
(公財) 産業雇用安定センター千葉事務所 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 4F	043-225-4855	<ul style="list-style-type: none"> 出向・移籍支援に関する相談
(公財) 国際研修協力機構千葉駐在事務所 千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 4F	043-245-2327	<ul style="list-style-type: none"> 外国人実習生・技能実習制度の総合的な支援
(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会 千葉市中央区中央 3-9-16 三井生命千葉中央ビル 4F	043-227-5112	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職後の臨時的、短期的就労の相談

労働基準協会等

・労働安全衛生法に基づく各種技能講習、研修、セミナーの実施、労働問題の相談、情報提供

千葉
労働基準協会

〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3
千葉県経営者会館3F
TEL 043-242-2044

(一社)船橋
労働基準協会

〒273-0005
船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所会館3F
TEL 047-434-2189

柏
労働基準協会

〒277-0005
柏市柏261
TEL 04-7163-5220

(一社)銚子
労働基準協会

〒288-0048
銚子市双葉町2-19
TEL 0479-22-3998

館山
労働基準協会

〒294-0045
館山市北条2181-4
オフィス丸越106
TEL 0470-22-1675

(一社)君津
労働基準協会

〒292-0838
木更津市潮浜1-17-59
木更津商工会館4F
TEL 0438-37-9620

(一社)茂原
労働基準協会

〒297-0026
茂原市茂原443
茂原商工会館3F
TEL 0475-23-5276

成田
労働基準協会

〒286-0134
成田市東和田555-5
TEL 0476-24-3743

東金
労働基準協会

〒283-0802
東金市東金587-6
TEL 0475-52-1061

(公社)千葉県
労働基準協会連合会

〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3
千葉県経営者会館3F
TEL 043-241-2626

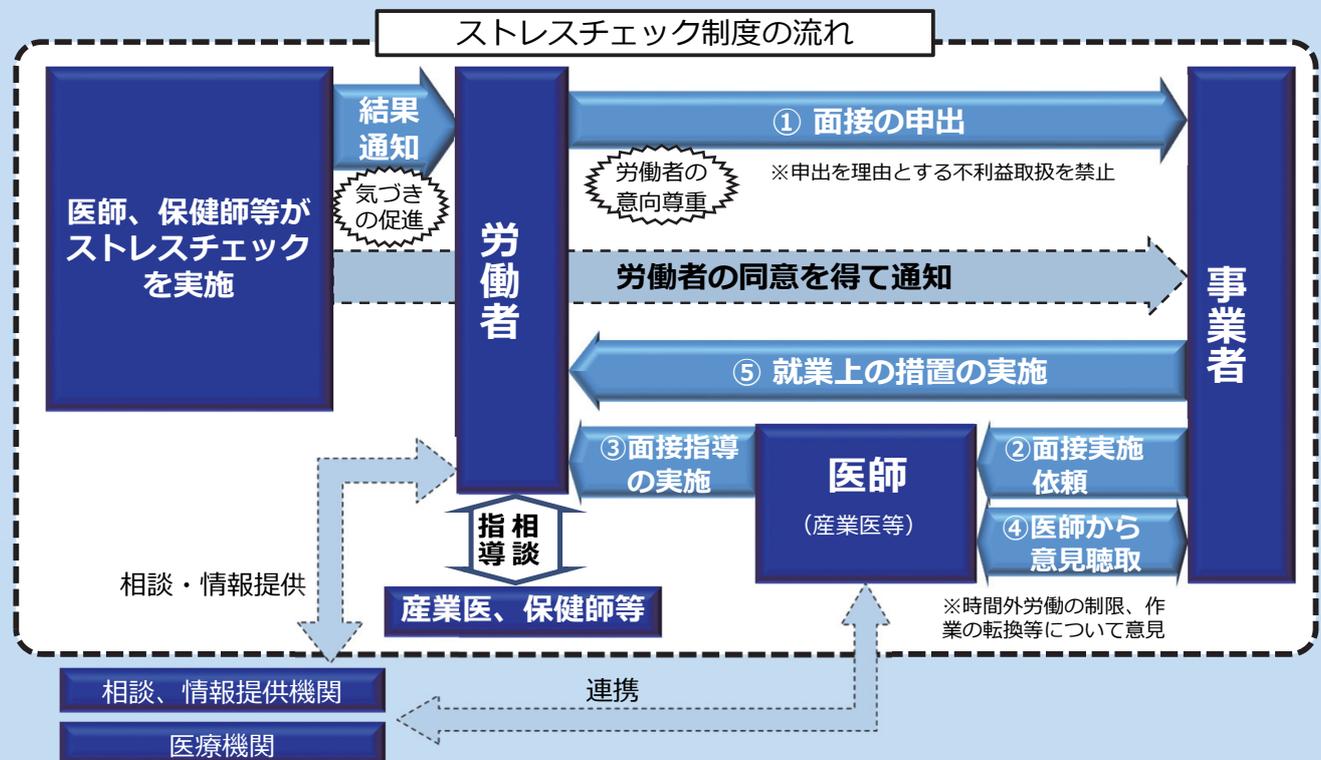
12月からストレスチェック制度がはじまります！

■ 施行日 平成27年12月1日

ストレスチェックは、メンタルヘルス不調者の発見が目的ではなく、労働者自身のストレスへの気づきを促すことによりメンタルヘルス不調を未然に防止し、また、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的とした制度です。

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

* 本制度についてのお問い合わせは千葉労働局健康安全課又は各労働基準監督署までどうぞ



千葉産業保健総合支援センターをご活用ください！

- 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.chiba-sanpo.jp/> 電話 043-202-3639

千葉労働局

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

■直通ダイヤルイン

総務部

総務課	TEL 043(221)4311
企画室	TEL 043(221)2303
労働保険徴収課	TEL 043(221)4317

労働基準部

監督課	TEL 043(221)2304
健康安全課	TEL 043(221)4312
賃金室	TEL 043(221)2328
労災補償課	TEL 043(221)4313
労災保険審査官	TEL 043(221)4314

職業安定部

職業安定課	TEL 043(221)4081
職業対策課	TEL 043(221)4391
需給調整事業課	TEL 043(221)5500
地方訓練受講者支援室	TEL 043(221)4087

雇用均等室

TEL 043(221)2307

■ホームページのアドレス

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

